

生理休暇のとれる職場に！ 有給化へ労基法の改正を！

■法律で保障されているけど…

【労働基準法第68条】
使用者は、生理日の就労が著しく困難な女性労働者が休暇を請求した時は、その者を生理日に就業させてはならない。

生理休暇は母性を保護する上で非常に大切です。生理休暇をとらずに無理をして働くと、出産時の異状や胎児の健康に影響があることが実証されています。さらに、働く女性の健康が守られず、少子化の原因の一つにもなっています。

右記の通り、生理日に休暇をとる権利は法律で認められていますが、給与に関する定めがありません。そのため、非正規労働者やシングルマザーをはじめとする多くの女性労働者は、無給で休むと生活への負担が大きくなり、辛くても休めない状況にあります。

このような理由から、私たちは、年次有給休暇とは別に生理の時に有給で休むことができるよう、労働基準法の改正を求めています。



一緒に声をあげよう

生理休暇は働くあなたの権利です

有給化勝ち取る

生理休暇は働くあなたの権利です。

私たちの組合では、春闘で年次有給休暇とは別に生理休暇を有給でとれるよう組合員がいる全ての会社に求めています。

そして、有給化を勝ち取った職場では、右のA子さんのように女性組合員が活用しています。



組合に入ろう！

生理の時に無理をして働くと、体に様々な悪影響があります。あなたも我慢をするのではなく、連帯ユニオンに加入し、私たちと一緒に職場の環境を改善させましょう！

生理休暇を有給で勝ち取った！

ドライバーのAさんは、生理休暇をとると賃金が下がってしまうため、生理休暇を求めることなく、辛くても我慢して働いていました。

しかし、連帯ユニオンに加入し、団体交渉の中で「生理休暇の内、月1回は平均賃金を保障する」という協定書を勝ち取ることができました。



連帯ユニオン関西地区生コン支部 大阪市西区川口2-4-28 Tel 06(6583)5546



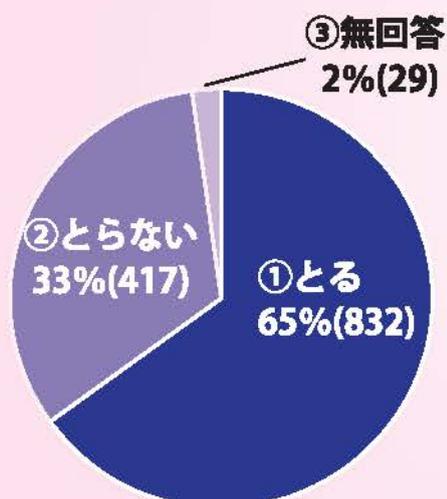
連帯ユニオンニュース

2015年
3月

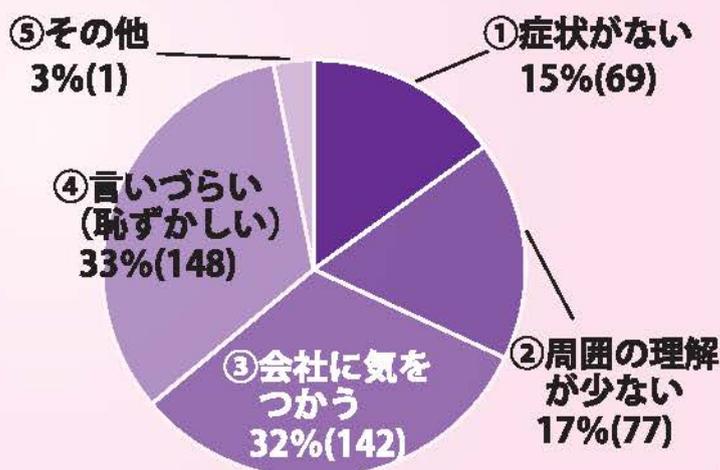
1278名の女性労働者にアンケート調査実施

生理休暇とりたい！けど…

あなたは生理休暇が有給ならとりますか？



■とらないと答えた417名「理由は？」



誰もが安心して働ける社会へ

■生理休暇の有給化には、女性だけでなく多くの人の理解と声が必要です

私たちは働く女性の実態を把握するためにアンケート調査を行い、1278名から回答をいただきました。

アンケートに答えていただいた人の中には、生理休暇の取得が法律で認められていること自体を知らない人もたくさんいました。

上の円グラフでは、「生理休暇が有給であってもとらない」と回答した人が417名います。しかし、その理由を聞くと、生理休暇をとりにくい環境があるために「とりたくてもとれない」状態にあることがわかりました。

また、生理休暇をとるためには周囲の理解が必要不可欠です。生理は女性だけのものではありません。男性も母親に生理があったからこそ産まれ、配偶者に生理があることで子どもが産まれるのです。

「男性だから関係ない」「症状が軽いから必要ない」などと思わず、生理の痛みやつらさがあっても我慢して働く女性がいる現状をぜひ理解してください。誰もが安心して働くことができる社会を実現するため、私たちと一緒に生理休暇の有給化に向けて、法改正を求めましょう！